和牛精液及び和牛受精卵の譲渡契約約款

この約款（以下「本約款」という。）は、一般社団法人家畜改良事業団（以下「当団」という。）が譲り渡す和牛精液及び和牛受精卵（以下「和牛遺伝資源」という。）の利用条件を定めることを目的とする。和牛遺伝資源を当団から譲り受ける者（以下「ユーザー」という。）は、本約款のすべての条項に同意したものとみなす。

第１条（適用）

本約款は、ユーザーと当団との間の和牛遺伝資源の利用に関わる一切の関係に適用する。

第2条（禁止事項）

ユーザーは、和牛遺伝資源の使用に当たり、以下の行為をしてはならない。

（1）家畜改良増殖法など関連法令に違反する行為

（2）和牛遺伝資源を日本国外に持ち出す行為

（3）和牛遺伝資源を日本国内で飼養される肉用牛の生産及び改良の目的以外で利用する行為

（4）和牛精液を性選別する行為

（5）（1）から（4）に規定する行為に利用されることを知りながら第三者に譲り渡す行為

2　ユーザーは、前項（2）及び（3）に規定する日本国外での利用禁止を示すため和牛遺伝資源を収めた容器に付してある「（R）」の表示（国外への持ち出しの制限を表す略称）を、除去又は抹消してはならない。

第3条（第三者への譲渡）

ユーザーは、和牛遺伝資源を第三者に譲り渡す場合には、本約款と同様の内容を当該第三者に義務づけなければならない。

第4条（約款の変更）

当団は、必要と判断した場合には、ユーザーに通知することなく本約款を変更することができるものとする。